

# 電子申請により広島県に建設工事等の入札参加資格を希望される方への注意事項

広島県土木建築局建設産業課

## 1 申請に必要な資格について

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事，法面処理工事についてはとび土工コンクリート工事，鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について，建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者

ウ 申請しようとする業種について，建設業法第27条の23第1項の規定による必要な経営事項審査を受けていない者

エ ウで定める必要な経営事項審査において，申請しようとする業種について，工事種類別年間平均完成工事高（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事，法面処理工事についてはとび土工コンクリート工事，鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種類別年間平均完成工事高とする。以下同じ。）がない者

オ プレストレストコンクリート工事，法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあっては，それぞれ土木一式工事，とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

カ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに広島県税の滞納がある者

キ 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において，重要な事実について虚偽の申告をし，又は重要な事実について申告しなかった者（ただし，過去に虚偽の申請を行い，既にそれを理由とした法に基づく処分又は広島県の入札参加資格の取消をされた者で，資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。）

ク とび・土工・コンクリート工事の許可を受けて解体工事の入札参加資格の審査に係る申請を行う者で，平成28年6月1日時点でとび・土工・コンクリート工事の許可を受けて解体工事を営んでいない者

ケ 次のaからcまでに掲げる届出の義務を履行していない者

a 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

b 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

c 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

コ 申請しようとする業種について，申請日時点において，既に平成29・30年度の入札参加資格の認定を受けている者

サ 申請しようとする業種について，平成29・30年度に入札参加資格の取消を受けた者または取り下げを行った者（許可の失効等により当該業種の入札参加資格が失効した者が許可を再取得した場合は除く）。

※1 建設業者等指名除外要綱により広島県の指名除外の期間中である方も申請を行うことはできませんが，資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。

※2 会社更生法による更正手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが，資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。

※3 営業不振による指名除外を解除するためには，建設工事入札参加資格再認定要領によって再認定を受ける必要があります。（詳細は建設産業課にお問合せください。）

## 2 別途提出が必要な書類について

次頁に定める書類等については、「資格審査受付システム」(以下「システム」という。)による電子申請を行った際の最後に発行される**受付票**とともに、郵送又は持参していただく必要があります。

※ 郵送または持参の期限

提出期限(必着)	
追加第1回	平成29年 5月19日(金)
追加第2回	平成29年 7月14日(金)
追加第3回	平成29年10月13日(金)
追加第4回	平成30年 2月16日(金)
追加第5回	平成30年 5月18日(金)
追加第6回	平成30年 9月14日(金)

**以下の書類を、広島県に提出してください。**

提出された書類はお返ししません。提出時には十分注意してください。

なお、広島県以外にも申請先自治体(市・町)がある場合は、それぞれの申請先自治体(市・町)が定める書類をそれぞれの申請先自治体(市・町)へ提出する必要があります。

書類の提出先：〒730-8511 広島市中区基町10-52

広島県土木建築局建設産業課入札制度グループ

番号	提出書類等	申請者		注意事項等
		県内業者	県外業者	
1	送信完了 兼 受付票	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子申請の最後の送信完了画面において印刷できる紙です。提出書類の表紙として一番上に添付してください。</li> </ul>
2	建設業法第3条第1項の規定により許可されていることを証する許可証明書又は許可確認書(写し可)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内業者については、国土交通大臣許可業者のみ提出。(広島県知事許可業者は不要)</li> <li>申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。</li> <li>申請日の3か月前の日以降に許可を受けた場合に限り、許可通知書の写しも可。</li> <li>更新手続中の場合、直前に申請した受付印のある建設業許可申請書(建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別表)の写しも可。</li> </ul>
3	広島県の県税について滞納がないことを県税事務所長が証した書面(写し不可)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。</li> <li>広島県内に営業所等がないなどのため、広島県に税金を納める必要のない場合には不要。この場合、様式第2号の余白に「広島県については、納税義務がありません。」と記入してください。</li> <li>納税証明書は、証明手数料として400円が必要です。県税のページ(納税証明に関する手続) <a href="http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1176862855636.html">http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1176862855636.html</a> 「<b>納税証明書の交付請求に必要な書類/一般用</b>」を参照してください。</li> </ul>
4	国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)又はその写し	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。</li> <li>消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。</li> <li>納税証明書は、納税地を管轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。(他の税務署では発行されません。)</li> <li>納税証明書は、証明手数料として交付請求に400円(オンラインで交付請求の場合370円)が必要です。</li> <li>「電子納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)」の電子データ</li> </ul>

				<p>を添付すれば、紙の納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）は不要として取扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納税証明書（電子納税証明書も含む）についての問い合わせは、最寄りの税務署にしてください。</li> <li>納税証明については次のアドレスを参照ください。</li> </ul> <p>国税庁のページ（納税証明に関する手続）  <a href="http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm">http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/nofu-shomei/shomei/01.htm</a></p>
5	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>加入している者のみ提出。</li> <li>申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。</li> </ul>
6	エコアクション21の認証・登録を示す認証・登録証の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県内の建設業法上の営業所等が、認証・登録している者のみ提出。</li> <li>経営事項審査の総合評価値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は、エコアクション21またはISO14005に係る評価は行いませんので、提出は不要です。</li> </ul>
7	ISO14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県内の建設業法上の営業所等が、認証取得している者のみ提出。</li> <li>経営事項審査の総合評価値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は、エコアクション21またはISO14005に係る評価は行いませんので、提出は不要です。</li> </ul>
8	一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会又は広島県土木施工管理技士会が証する書面の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習単位を取得した技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。</li> <li>平成29年度に申請する場合…平成27、28年度の学習単位数。※年ではなく年度。</li> </ul>
9	建築CPD運営会議の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における県内の営業所に所属する建築士又は建築設備士の前年度及び前々年度の認定時間数について、建築CPD運営会議が証する書面（建築CPD運営会議様式3-3）の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習時間を認定された技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。</li> <li>平成29年度に申請する場合…平成27、28年度の学習単位数。※年ではなく年度。</li> </ul>
10	建築CPD実績証明書内訳書（様式第6号）	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>「9」（建築CPD運営会議が証する書面の写し）の書類を提出する場合のみ提出。</li> <li>電子データではなく、紙で提出してください。</li> </ul>
11	造園CPD協議会の継続的専門能力開発学習制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について、一般社団法人広島県造園建設業協会が証する書面の写し	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習単位を取得した技術者を広島県内の営業所等に有している者のみ提出。</li> <li>平成29年度に申請する場合…平成27、28年度の学習単位数。※年ではなく年度。</li> </ul>
12	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者雇用率2.0%以上であること）の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し	△		<ul style="list-style-type: none"> <li>県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で障害者を雇用していても、対象外。）</li> </ul> <p style="text-align: right;"><b>注1</b></p>
13	広島県公共土木施設災害支援制度における広島県公共土木施設災害支援団体認定証又は広島県公共土木施設災害支援制度に係る支援団体登録証明の写し（登録分野が「情報収集活動」のものに限る）	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定を受けている者のみ提出。</li> </ul>
14	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し	△		<ul style="list-style-type: none"> <li>県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。）</li> <li>申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。</li> <li>「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。</li> </ul>

15	協力雇用主登録証明書の写し	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>県内業者のみが対象</u>。(県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。)</li> <li>・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。</li> <li>・「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所 (Tel.082-221-4496) が発行した証明書を提出してください。</li> <li>・<u>証明書発行の申請方法は、郵送のみです</u>。(窓口での申請不可) 交付申請書に必ず返信用封筒 (宛先記入・82円切手貼付) を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。 〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 民間活動支援専門官室 宛</li> </ul>
----	---------------	---	--

(○印は必須書類を、△印は条件により提出が必要なものを示す。)

(注意点)

注1 「12」障害者の雇用状況について

雇用義務の有無を確認のうえ、下の要件を満たす場合のみ入力し、必要書類を提出してください。

雇用義務の有無	要件	提出書類 (県に提出)
・障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者(以下「障害者」という。)を雇用する義務のある者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第9条に規定する障害者雇用率(2.0%)を達成した者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書(事業主控)の写し
・障害者を雇用する義務のない者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類(①②両方必要、ともに写しで可) ①本人の身体障害者手帳又は療育手帳等 ②本人の健康保険証等

注2 「年度」は4月1日から3月31日です。

※ 広島県への提出書類の閉じ方について

閉じ方については、特に指定しません。(ホチキス・ひも等でばらけないように閉じてください。) ファイルで閉じる必要はありません。

### 3 入札参加資格の通知等

#### (1) 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、申請者に通知します。

#### (2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、平成29年度及び平成30年度において再び入札参加資格の認定を受けることができません。また、平成31年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができません。

入札参加資格の取消を受けた者は、平成29年度及び平成30年度中に広島県が発注する建設工事において下請けをすることはできません。また、平成31年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、広島県が発注する建設工事において下請けをすることはできません。

### (3) 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から平成31年5月31日までとします。ただし、この資格は、有効期間以降においてもその年度における資格が認定される日までは有効とします。

なお、有効期間内であっても、認定された業種の建設業許可の取消し等により許可が無くなった場合は、当該業種の入札参加資格は失効します。

### (4) 入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は、建設工事等入札参加資格者名簿を作成し、建設工事入札契約情報閲覧所及び広島県の調達情報ホームページに公表します。

## 5 その他

申請日時点で平成29・30年度の入札参加資格の認定を受けている者で、業種の追加申請を行う者については、入札参加資格者名簿にかかる事項に変更がある場合には、申請前に変更手続をとる必要があります。

詳しくは広島県の調達情報のホームページ(<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>)を参照してください。